「青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の一部改正の概要

1 一部改正の理由等

今回の基本方針の一部改正は、農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和5年4月施行)に伴い、基本方針に定める事項に追加された事項(農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標)を記載するものです。

※目標年度(令和12年度)や目標値(担い手の経営目標や新規就農者数、農地集積面 積等)は、変更ありません。

2 一部改正の内容

項目	改正内容
第1 農業経営基盤の	○「担い手の確保・育成」に、青森県農業経営・就農サポー
強化の促進に関す	トセンターの取組や、中小・家族経営など多様な人材の確
る基本的な方向	保等の考え方を追記
第2 農業経営体等の	○変更なし
基本的指標	
第3 農用地の利用集	○「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」
積に関する目標	に、地域全体で農用地の有効利用を図ることを追記
第4 農業経営体等を	○「基本的な施策」に、青森県農業経営・就農サポートセン
育成するために必	ターの取組内容を追記
要な事項	○「基本的な施策」に「地域農業を支える多様な人材の確保・
	育成のための関連対策」の項目を新設
	○「推進体制」に、青森県農業経営・就農サポートセンター
	の運営体制等を追記